

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011 - 231 - 4111  
(内線 22-264)  
FAX 011 - 232 - 1385  
印刷 富士プリント(株)

出先機関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成17年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程(昭和41年北海道訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第4条の2の次に次の1条を加える。

(参事監の専決事項)

**第4条の3** 参事監は、部長の専決することのできる事項のうち、あらかじめ部長の指定するものを専決することができる。

別表第1その1の部長専決事項第8項中「保健所運営協議会、」を削る。

別表第2の総務部危機対策室防災消防課の事項の前に危機対策室の事項として、次のように加える。

目次 ページ

訓令

○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令..... (人事課) 1

訓令

北海道訓令第13号

本 庁

危機対 武力攻撃事態等における国民の保護のた  
策室 めの措置に関する法律(平成16年法律第  
112号)の施行に関する事務

- (1) 第18条第1項(第183条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、市町村长等から当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置についての応援の要求を受けること。
- (2) 第21条第2項の規定に基づき、指定公共機関又は指定地方公共機関から労務、施設、設備又は物資の確保についての応援の要求を受けること。
- (3) 第21条第3項の規定に基づき、国民の保護のための措置の実施に関し、指定公共機関又は指定地方公共機関に対し必要な要請をすること。
- (4) 第32条第5項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、政府に資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を行うこと。
- (5) 第33条第6項(同条第7項において準用

する場合を含む。)の規定に基づき、指定行政機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力をを行うこと。

(6) 第34条第6項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国民の保護に関する計画を作成し、又は変更した場合において、市町村の長及び関係指定地方公共機関にこれを通知し、公表すること。

(7) 第34条第7項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を、他の都府県知事に対し行い、又は指定行政機関の長等に対し求めること。

(8) 第35条第7項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市町村長に対し資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力をを行うこと。

(9) 第36条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定公共機関及び指定地方公共機関に対し資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力をを行うこと。

別表第2の企画振興部IT推進室情報基盤課の事項中「IT推進室情報基盤課」を「IT推進室情報政策課」に改め、同表の環境生活部生活文化・青少年室生活振興課の事項第4項

の課長専決事項の欄を次のように改める。

- (1) 第6条の2の規定に基づき、販売業者等に対し、合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。
- (2) 第34条の2の規定に基づき、統括者等に対し、合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。
- (3) 第36条の2の規定に基づき、統括者等に対し、合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。

- (4) 第43条の2の規定に基づき、役務提供事業者等に対し、合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。
- (5) 第44条の2の規定に基づき、役務提供事業者等に対し、合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。
- (6) 第52条の2の規定に基づき、業務提供誘引販売業者に対し、合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。
- (7) 第54条の2の規定に基づき、業務提供誘引販売業者に対し、合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。
- (8) 第60条第1項の規定に基づき、申出を受理すること。
- (9) 第60条第2項の規定に基づき、必要な調査を行い、特定商取引に関する法律に基づく措置その他適当な措置をとること。
- (10) 第66条第1項の規定に基づき、販売業者等に対し報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること（支庁長の権限とされているものを除く。 ）。
- (11) 第66条第2項の規定に基づき、密接関係者に対し報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。
- (12) 第66条第3項の規定に基づき、販売業者等と特定商取引に関して取引する者に対し報告をさせ、又は資料の提出をさせること。

別表第2の保健福祉部子ども未来づくり推進室の事項第1項の課長専決事項の欄中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同表の農政部農

地調整課の事項の前に食の安全推進室食品政策課、食の安全推進室農産振興課、食の安全推進室畜産振興課、農業経営課及び農業支援課の事項として次のように加える。

- 食の安 1 肥料取締法（昭和25年法律第127号）  
全推進 の施行に関する事務  
室食品  
政策課
- 2 植物防疫法（昭和25年法律第151号）

- (1) 第19条第2項の規定に基づき、事故肥料の譲渡を許可すること。

の施行に関する事務

食の安  
全推進  
室農産  
振興課

1 主要農作物種子法（昭和27年法律第131号）の施行に関する事務

- (1) 第23条第2項の規定に基づき、農林水産大臣が定める発生予察事業計画を承諾すること。
- (2) 第31条第1項の規定に基づき、指定有害動物以外の有害動物又は有害植物について、発生予察事業を行うこと。

- (1) 第24条第2項及び第5項の規定に基づき、農林水産大臣の指定に基づき、防除計画を定めること。
- (2) 第29条第1項の規定に基づき、植物を検疫し、又は有害動物若しくは有害植物の防除に関し必要な措置を採ること。

2 ばれいしょ原原種、茶原種及びさとうきび原原種配布要綱（昭和62年62農蚕第1969号農林水産省農蚕園芸局長通達）の施行に関する事務

- (1) 北海道農産種苗配付規則（昭和27年北海道規則第131号。以下この項において「規則」という。）第11条第1項及び第2項の規定に基づき、種苗の配付を無償とし、及び道営生産種苗の配付価格を定めること。

- (1) 第4条第5項の規定に基づき、ほ場及び生産物審査の基準を設定すること。
- (2) 第6条の規定に基づき、指定種子生産者又は指定種子生産者に主要農作物の種子の生産を委託した者に対し、優良な種子の生産及び普及のために必要な勧告、助言及び指導を行うこと。
- (3) 規則第3条の規定に基づき、種苗配付の対象となる者を認定すること。

3 北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例（昭和27年北海道条例第67号）の施行に関する事務

- (1) 第9の1の規定に基づき、原原種等の取扱団体を指定すること。

4 果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の施行に関する事務

- (1) 第5条の規定に基づき、採種ほの選定及び生産管理の基準を定めること。

5 甘味資源特別措置法（昭和39年法律第

- (1) 第2条の3及び第2条の4の規定に基づき、果樹農業振興計画を定め、又はその変更等を行うこと。

- (1) 第4条の規定に基づき、果樹園経営計画を認定すること。

41号)の施行に関する事務

- (1) 第5条の規定に基づき、生産振興地域の指定をすべき旨を農林水産大臣に申し出ること。
- (2) 第9条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、関係市町村及び農林水産省令で定める農業団体等の意見を聞いて、生産振興地域内で生産される甘味資源作物について、毎年生産振興計画をたてようとするときは、あらかじめ農林水産大臣に協議し、これを公示すること。

6 野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）の施行に関する事務

- (1) 第5条及び第7条第2項の規定に基づき、野菜指定産地の指定又はその解除をすべき旨を農林水産大臣に申し出ること。
- (2) 第8条及び第9条の規定に基づき、生産出荷近代化計画の樹立又はその変更等を行うこと。

食の安全推進  
室畜産  
振興課

1 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）の施行に関する事務

- (1) 第3条の3第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、専門的知識又は経験を有する者の意見を聞き、家畜改良増殖計画を定めて公表すること。

2 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の施行に関する事務

- (1) 第23条の規定に基づき、調停案の受諾を拒否した場合、調停の経過及び調停案を公表すること。

3 牧野法（昭和25年法律第194号）の施行に関する事務

- (1) 第3条第1項の規定に基づき、牧野管理規程を定めること。

4 家畜取引法（昭和31年法律第123号）  
の施行に関する事務

(1) 第22条第1項の規定に基づき、家畜市場  
再編整備計画の変更を承認すること。

5 養ほう振興法（昭和30年法律第180号）  
の施行に関する事務

(1) 第4条第1項の規定に基づき、養ほう業  
者の転飼養ほうを許可すること。  
(2) 北海道みつばち転飼条例（昭和32年北海  
道条例第15号）第3条第1項の規定に基  
づき、北海道の区域内の転飼を許可すること。

6 養鶏振興法（昭和35年法律第49号）の  
施行に関する事務

(1) 第8条第1項の規定に基づき、ふ化場が  
要件に適合する旨の確認をすること。  
(2) 第10条第1項の規定に基づき、登録ふ化  
業者の登録を取り消すこと。  
(3) 第14条の規定に基づき、登録ふ化業者に  
対し、法律に規定する業務を履行させるた  
め必要な措置をとるべき旨を命ずること。

7 国有家畜の無償貸付及び譲与等に関す  
る規則（昭和25年北海道規則第218号）  
の施行に関する事務

(1) 第16条の規定に基づき、故意又は重大な  
過失に基づいて発生した事故があったとき  
に損害を賠償させること。

(1) 第3条第2項の規定に基づき、国有家畜  
を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲り  
渡すことを決定すること。

8 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第  
166号）の施行に関する事務

(1) 第48条の規定に基づき、農林水産大臣に  
協力を求め、家畜防疫官に指示して家畜防  
疫員の事務に従事させること。  
(2) 第48条の2の規定に基づき、他の都府県  
知事に対し、家畜防疫員の派遣を要請す  
ること。

9 獣医療法（平成4年法律第46号）の施

行に関する事務

農業経営課

1 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の施行に関する事務

- (1) 第5条第1項、第4項又は第6項の規定に基づき、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を定め、又はこれを変更し、及びこれを公表すること。
- (2) 第7条第1項及び第5項の規定に基づき、農地保有合理化事業の実施に関する規程を承認し、及びこれを告示すること。

2 農林漁業金融公庫法（昭和27年法律355号）に基づき委嘱を受けた農林漁業金融公庫の貸付調査委嘱に関する事務

- (1) 農林漁業金融公庫の貸付調査委嘱の事務を受諾すること。

3 北海道寒冷地畑作営農改善資金金融通臨時措置法（昭和34年法律第91号）の施行に関する事務

- (1) 第6条の規定に基づき、開設者に対し、診療施設の使用を制限し、若しくは禁止し、又は修繕若しくは改築を行うべきことその他必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- (2) 第7条第3項の規定に基づき、住診診療者等に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずること。

- (1) 第9条第1項の規定に基づき、営農改善資金の貸付を受けた者に対し、営農改善計画の達成につき必要な指導をすること。

農業支援課

1 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）の施行に関する事務

- (1) 第142条の6第1項及び第2項の規定に基づき、役員の変更を命じ、又は役員を解任すること。
- (2) 農業災害補償法施行令（昭和22年政令第299号）第2条の3の規定に基づき、共済

- (1) 第29条第4項の規定に基づき、農業共済組合の模範定款例を定めること。
- (2) 第30条第3項の規定に基づき、農業共済組合の模範共済規程例を定めること。
- (3) 第58条の規定に基づき、清算等に関し裁

2 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の施行に関する事務

事業の市町村実施の申出について、農業共済組合と市町村との協議がととのわないときにあつせんを行うこと。

判所に対し、意見を述べること。

- (1) 第11条の26の規定に基づき、信託法（大正11年法律第62号）第23条、第46条、第47条及び第58条に規定する裁定、許可、解任及び解除を行うこと。
- (2) 第40条第1項の規定に基づき、組合員その他の利害関係人の請求により仮理事若しくは仮監事を選任し、又は役員（第30条の2第4項の組合にあつては、理事を除く。以下この項において同じ。）を選挙し、若しくは選任するための総会を招集して役員を選挙し、若しくは選任させること。
- (3) 第71条第2項の規定に基づき、清算人を選任すること。

- (1) 第73条の27第1項及び第3項の規定に基づき、全国中央会の監査実施計画の策定及びその重要な変更について意見を述べること。
- (2) 第86条第2項の規定に基づき、組合又は農事組合法人の解散の登記を囑託すること。
- (3) 第95条の4の規定に基づき、道中央会又は全国中央会の意見を聴くこと。
- (4) 第97条の規定に基づき、組合施設の専属利用契約を取り消すこと。

3 土地改良法（昭和24年法律第195号）の施行に関する事務

- (1) 第8条第1項の規定に基づき、土地改良事業計画及び定款の適否を決定すること。
- (2) 第134条第3項の規定に基づき、同条第2項の命令に違反したとき、同項の命令に係る役員を解任すること。

- (1) 第9条第4項の規定に基づき、設立認可申請を却下すること。
- (2) 第87条の3第14項の規定に基づき、公告、縦覧及び異議の申出の手續を省略すること。

別表第2の農政部農地調整課の事項第2項の部長専決事項の欄第2号中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改め、同事項第3項の課長専決事項の欄第2号を削り、同事項第5項

を削り、同事項の次に次の1事項を加える。

農業施設管理課 1 土地改良法（昭和24年法律第195号）の施行に関する事務

- (1) 第94条の6の規定に基づき、国が行った国営土地改良事業によって生じた土地改良財産を受託し、管理すること。
- (2) 第121条第2項の規定に基づき、土地収用委員会に裁決を申請すること。

<p>別表第2の農政部農業経済課の事項、同部土地改良指導課の事項、同部農業改良課の事項、同部設計課の事項、同部農地整備課の事項、同部農産園芸課の事項及び同部酪農畜産課の事項</p>	<p>項を削り、同表水産林務部水産経営課の事項中第3項を削り、第4項を第3項とし、同部漁業管理課の事項第2項の課長専決事項の欄中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。</p>
<p>(2) 第14条第1項及び第19条第4項の規定に基づき、許可の内容についての変更及び起業の認可の内容についての変更を許可すること（漁業指導課長及び支庁長の権限とされているものを除く。）。</p> <p>別表第2の水産林務部漁業指導課の事項第5項の課長専決事項の欄中第5号を第6号とし、</p>	
<p>(1) 第14条第1項及び第19条第4項の規定に基づき、許可の内容についての変更及び起業の認可の内容についての変更を許可すること（小型さけ・ます流し網漁業、小型さけ・ますはえ縄漁業（秋さけを対象とするものを除く。）及びはえ縄漁業（ロシア連邦の200海里水域内の海域で行われるものに限る。）に係るものに限り、支庁長の権限とされているものを除く。）。</p> <p>別表第4の支庁の本庁経済部の分掌事項第18項中第18号を第19号とし、第1号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。</p> <p>(1) 第13条の5第1項の規定に基づき、中央卸売市場から地方卸売市場への転換を許可すること。</p> <p>別表第4の支庁の本庁水産林務部の分掌事項第2項第1号ア中「（第32条の2に掲げる区域外で総トン数10トン以上の動力漁船を使用するものを除く。）」を削り、同号イ中「（総トン数10トン以上の動力漁船を使用するものを除く。）」を削り、同号ウ中（総トン数15トン以上の動力漁船を使用するものを除く。）」を削り、同号オ中「（総トン数50トン以上の動力漁船を使用するものを除く。）」を削り、同号ケ中「はえ縄漁業（」の次に「ロシア連邦の200海里水域以外の海域で行われるもので許可申請者が道外に住所を有するもの及びロシア連邦の200海里水域内の海域で行われるもので」を加え、同号ソ中「（総トン数10トン以上の動力漁船を使用するものを除く。）」を削り、同号ツ中「並びに総トン数20トン以上の動力漁船を使用するもの」を削り、同項第4号中「第14条第1項」の次に「及び第19条第4項」を、「ついて」の次に「の変更並びに起業の認可の内容についてのを」を加え、同項中第13号を第14号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同項第5号中「第1号アからウまで及び前項第5号」を「第5条及び漁業法第66条第1項」に、「許可等に係る許可</p>	<p>第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同欄に第1号として次の1号を加える。</p> <p>証等」を「許可に係る許可証」に、「許可等の」を「書換え交付等の」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。</p> <p>(5) 第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる漁業の許可の内容についての変更を許可すること（操業期間、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数の変更に限る。）。</p> <p>ア 中型まき網漁業 イ 小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業及び打瀬漁業を除く。） ウ すけとうだら固定式刺し網漁業（第1号エに規定するものを除く。） エ すけとうだらはえ縄漁業（第1号コに規定するものを除く。） オ かにかご漁業（第1号タに規定するものを除く。） カ えびかご漁業</p> <p>別表第4の支庁の本庁水産林務部の分掌事項第5項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「政令第9条第1項」を「小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和28年政令第259号）第1条第1項及び第3項」に、「積量」を「総トン数」に改め、同号を同項第1号とし、同事項中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項から第34項までを1項ずつ繰り上げ、同表の保健福祉事務所の事項第7項に次の2号を加える。</p>

(30) 居宅介護従業者養成研修等について(平成15年障発第03270011号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下この項において「通知」という。)第1の3の規定に基づき、居宅介護従業者養成研修事業者(主たる事務所の所在地が札幌市、旭川市又は道外の事業者及び道内に主たる事務所を置き、講義を通信の方法で行うことにより他の都府県にまたがり研修を実施する事業者を除く。次号において同じ。)を指定すること。

(31) 通知第1の6の規定に基づき、居宅介護従業者養成研修事業者からの変更、廃止、休止又は再開の届出を受理すること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第14項に次の2号を加える。

(25) 居宅介護従業者養成研修等について(以下この項において「部長通知」という。)第1の3の規定に基づき、居宅介護従業者養成研修事業者(主たる事務所の所在地が札幌市、旭川市又は道外の事業者及び道内に主たる事務所を置き、講義を通信の方法で行うことにより他の都府県にまたがり研修を実施する事業者を除く。次号において同じ。)を指定すること。

(26) 部長通知第1の6の規定に基づき、居宅介護従業者養成研修事業者からの変更、廃止、休止又は再開の届出を受理すること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第15項第1号中「第12条の2第3項」を「第17条第3項」に改め、同項中第33号を第34号とし、第17号から第32号までを1号ずつ繰り下げ、同項第16号中「(里親及び保護受託者を除く。以下同じ。)の長」を「の設置者、児童福祉施設の長及び里親」に改め、同号を同項第17号とし、同項中第15号を第16号とし、第9号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 第30条の2の規定に基づき、里親等に対し、児童の保護について必要な指示をし、又は報告をさせること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第15項に次の2号を加える。

(35) 居宅介護従業者養成研修等について(以下この項において「通知」という。)第1の3の規定に基づき、居宅介護従業者養成研修事業者(主たる事務所の所在地が札幌市、旭川市又は道外の事業者及び道内に主たる事務所を置き、講義を通信の方法で行うことにより他の都府県にまたがり研修を実施する事業者を除く。次号において同じ。)を指定すること。

(36) 通知第1の6の規定に基づき、居宅介護従業者養成研修事業者からの変更、廃止、休止又は再開の届出を受理すること。

別表第4の保健所の事項中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項から第10項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第6の部長の決裁事項の項中「総務部行財政改革推進室にあっては行財政改革推進室長が指定する参事」を「総務部行政改革室にあっては行政改革課長」に改め、「防災消防課

長」の次に「、総務部大学改革推進室にあっては大学改革推進室長が指定する参事」を、「子ども未来づくり推進室参事」の次に「、経済部観光のくにづくり推進室にあっては経済部長が指定する観光のくにづくり推進室参事」を加え、「農政部農業企画室にあっては農政部長が指定する農業企画室参事、農政部道産食品安全室にあっては農政部長が指定する道産食品安全室参事」を「農政部食の安全推進室にあっては食品政策課長」に改め、同表の自治政策研修センター所長の決裁事項の項中「(政策研究室の主管する事務については、政策研究室長とする。)」を削り、「研修室にあっては研修課長、政策研究室にあっては政策研究室参事」を「研修課長」に改め、同表の漁業研修所長の決裁事項の項中「研修課長」を「総務研修課長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。